国際ロータリー第2750地区多摩南グループ東京飛火野ロータリークラブ

# Tokyo Tobihino Rotary Club



会長テーマ ロータリークラブ ここにあり!

2022-23 Weekly Report vol. **35-33** 





会長 守重 昌之

幹事 仙波 秀夫

# 2023年3月7日(火) 第1620回 通常例会 於:高幡不動尊客殿

- ■司会 SAA委員会委員長 小髙俊明会員
- ■開会点鐘 会長 守重昌之会員
- ■国歌 奉仕の理想 今月の歌「春の小川」
- ■ニコニコ報告 SAA委員長 河野和正会員

メッセージ後記

■出席報告 出席委員会 馬場弘融会員

報告内容後記

#### ■会長報告 会長 守重昌之会員

皆さんこんにちは。だいぶ暖かくなって過ごしやすくなってきました。

さて会長報告ですが最近とても仕事が忙しく過ごしています。皆さん も感じていると思いますが様々な世界情勢で光熱費が高騰し続けて います。政府も公金を使って電気会社やガス・石油会社に値上げを抑 えるように言っていますが一時に過ぎないと思います。

弊社にはそんな方々から省エネの相談が相次いでいます。特に多いのが内装の取付工事で国交省と東京都から補助金が出ていて200万円の工事で100万円ほど補助金が出ています。

また、太陽光発電と蓄電池にも補助金がでています。350万円で150万円ですからかなりでていることが判ると思います。 国と東京都が本気になって省エネに取り組んでいるのは様々なことが考えられますが、第二次世界大戦でもそうでしたが石油を止められると生きていけなくなる現状を少しでも良くするためではないでしょうか?

中国とアメリカとの戦争も噂されます。今後どのようなことが起こるか 判りません。備えていただければと思います

# ■お客様紹介

日野税務署 吉田光美様 日野税務署 法人課税第一統括官

日野税務署 三池 顕様 日野税務署 法人課税第一部門指導担当上席

# ■幹事報告 幹事 仙波秀夫会員

# 報告事項

1.ガバナーメッセージが届いています。

2.RI会長杯ワールドゴルフ大会への参加予定人数についてが届いています。

3.国際ロータリー第3481地区(台北姉妹地区)の地区大会開催の ご案内が届いています。

**4.**「ロータリーGOチラシ」と「ロータリーGOマップ」の配布のお願い が届いています。

5.八王子 RC・八王子西 RC・八王子東 RC・八王子市 RC・八王子北 RCより例会のお知らせが届いています。

**6**.先日「新会員被推薦者について」が送付されましたが、諸事情により取り下げられました。

#### 理事会報告

1.日野 RCとの合同花見例会の会費は、5千円。

2.親睦旅行は、4/17~18日で福島県三春の滝桜見学。宿泊は母畑温泉「八幡屋」3/14までにご出欠を飛火野事務局までお願いします。

3.7月から高幡不動尊例会場が使用不可になるため、別の例会場を考える→会長・幹事一任

4.5/21のフードドライブ事業の関連団体へ依頼状を出す。

# ■卓話講師紹介 プログラム委員会副委員長 御幡光広会員

本日は、日野税務署法人課税第一部門から、統括官の吉田光美(よしだてるみ)様と、同じく指導担当上席の三池 顕(あきら)様に大変お忙しい中お越しいただき、間近に迫りました「消費税のインボイス制度」について、財務省や国税庁のパンフレットをもとに、分かり易く説明をいただきたいと存じます。限られた時間の中ではありますが、ポイントを絞って解説をしていただけると思います。それではよろしくお願いいたします。

# ■卓話 テーマ 「インボイス制度について」 三池 顕様

本題の卓話に入るに当たり、様より税務行政に対する理解と協力に ついて、丁重なるご挨拶をいただきました。

皆さん、こんにちは。日野税務署法人課税第1部門上席調査官三池 と申します。

それでは、ここからインボイスについて、特に問い合わせの多かった 事項について説明をさせていただきます。

私は、税務署や法人会等の関係民間団体で実施する各種説明会での講師を担当しておりまして、このインボイス制度につきましても昨年から毎月2回ほど説明会の講師を担当しました。その中で出席者の方から様々な質問等を受ける中で、ある共通の悩みがあることを感じております。

それは何かと言いますと、1番は年間の課税売上高が1,000万円以下のいわゆる免税事業者がインボイス登録をした方がいいのかどうかということです。免税事業者は消費税の申告・納付が不要なのですが、インボイス登録をしたら課税事業者となり、消費税の申告が必要となります。免税事業者にとって、登録すれば課税事業者で申告・納付が必要、免税事業者のままだったら、申告・納付が不要という二者択一の問題となります。このことについて、実は税務署ではこうしてくださいという正解を申し上げることが残念ながら出来ません。なぜならインボイス登録をするかどうかは、各納税者の任意・選択だからです。

また、免税事業者と取引を行っている課税事業者にも影響してきます。今日、ご参加されている方が経営している法人や個人事業者はお

そらく課税事業者だと思われますが、その視点で考えますと、仕入 先や外注先が免税事業者の場合インボイスをもらうことができない ため、結果、消費税の計算に影響が出てきます。消費税の計算は売 上先から預かった売上げに係る消費税から仕入・外注費・経費に係る 支払った消費税を差し引いて(仕入税額控除)、残った消費税を申告・ 納付しますが、インボイス制度が始まるとその支払った消費税を差し 引くためには、インボイスを貰って保存する必要が出てきます。

もし、インボイスを貰うことができないと、先ほど説明した支払った消費税として差し引くことができませんので、対応方法は大きく3つに分かれると考えられます。1つ目はその消費税額分を課税事業者自身が多く負担し、申告・納付することです。ただ、この場合、課税事業者の負担が大きくなるため、その経過措置が設けれております。その点については、後ほどご説明します。2つ目はその消費税額分を仕入・外注先に値下げすることも考えられます。ただし、値下げする場合は税務署としては、構わないと答えるのですが、別の側面、いわゆる、独占禁止法や建設業業界であれば下請法から問題とならないか検討も必要かと思います。おそらくお互いの同意なしで一方的に値下げをすると問題になるというのが、ポイントかと思われます。3つ目はその消費税額分を逆に売上先に転嫁することも考えられます。どれが自身の経営する会社等にとって望ましいか、取引先とのパワーバランス、力関係によっても対応が変わってると思いますが、判断する必要があると思います。

さて、先ほど話が出ました経過措置について説明してます。お手元 の資料2枚目をご覧ください。

「免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置」についてです。先ほど免税事業者からの課税仕入れは、インボイスを貰えないため、仕入税額控除の適用を受けることができないと申し上げました。しかし、令和5年10月1日以後行われる課税仕入れについて、すぐに全額控除できなくなるというわけではなく、制度開始後6年間は仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

具体的には、下の図のとおりとなりますが、令和5年10月1日から8年9月30日までの3年間は、免税事業者からの仕入税額相当額の80%、令和8年10月1日から11年9月30日までの3年間は、仕入税額相当額の50%を仕入税額として控除することができます。逆をいうと最初の3年間は20%分は消費税を負担することになります、この20%をどう捉えるかということがポイントとなります。これは仕入・外注先がインボイス登録をしなかった場合です。

では、免税事業者が登録する場合はどうでしょうか。皆様方、課税事業者からすれば、インポイスを貰うことができれば、従来通り仕入税額控除が全額受けられます。その代わり登録した免税事業者は課税事業者となり、消費税の申告・納付が必要となります。この点についてお手元の資料1枚目「インポイス制度、支援措置があるって本当!?」をご覧ください。これは昨年末、閣議決定され現在、国会で審議されております令和5年度税制改正案の内容となっております。

まだ、法案としては正式に成立しておりませんが、例年通りであれば、今月末には成立する見込みとなっております。この中で、1ページ目中段にありますとおり、免税事業者がインボイス発行事業者となった場合の負担を軽減するため、売上税額の2割の納税額とすることが可能となっております。具体例がその下にありますが、ご覧のとおり売上げに係る消費税額が70万円の場合、原則計算55万円、簡易課税だと35万円ですが、この軽減措置を使うと売上税額の2割、14万円の申告・納付で足りることとなります。小規模事業者にとっては、取引先との力関係でいうとどうしても弱い立場にあり、値下げや取引を打ち切られるといったケースもあるため、このような支援措置が設けられました。もし免税事業者の取引先とお話する機会がございましたら、是非、お話して頂き、登録の後押しになることもありますので周知の程よろしくお願いします。

あと、裏面の最後ですが、インボイス登録申請については、今年の3月31日が原則、提出期限となっておりましたが、今年の9月30日までに申請すれば、10月1日からインボイス発行事業者となります。あと半年近くまだ時間がありますので、登録の検討をしていただき、インボイス制度の定着に向けて、ご協力いただければと思います。以上で説明を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

### ■謝辞 会長 守重昌之会員

| 出席報告   | 総数 | 出席 | MU前 | MU後 | 欠席 | 出席率 |
|--------|----|----|-----|-----|----|-----|
| 第1620回 | 22 | 18 | 2   | _   | 2  | 91  |
| 第1618回 | 22 | 22 | 0   | 0   | 0  | 100 |

本日 35,000円 累計 620,690円 本年度目標額1,200,000円 達成率54.64%

**※今週のメークアップ** 水野さん 結城さん **※先々週の後メークアップ** なし

# ニコニコメッセージ

守重昌之さん・・梅の花が咲き春の足音が聞こえてきました。地元の南平高校でも卒業式に参加する父兄が嬉しそうに歩いていました。卒業式は辛かった3年分をそれぞれの進路で 取り返してほしいものです。本日は三池上席卓話よろしくお願いします。

平 良信さん・・今日3月7日は結婚40周年の記念日です。今頃自宅においしい 肉が届いていると思います。It's Smile(ニコニコ)です。

梅田俊幸さん・・今日は私の入会記念日です。平成7年3月7日に入会しました。 今後もお付き合いお願い致します。

中澤 洋さん…吉田様、三池様卓話有難う御座います。また確定申告おつかれ様です。 山本光一さん・・侍 JAPAN nice大谷

馬場弘融さん・・わが家の確定申告も無事に済ませました。ようやく春がやって来ます。日野税務署の吉田さん・三池さん卓話よろしくお願いします。

大貫 **寿さん・・**本日、初めて高幡例会場参加となります。入会後、花をいただいたり、気をつかって頂き感謝です。吉田様・三池様よろしくお願いいたします。

**御幡光広さん**・・昨夜、空を見上げたらお月様がとてもまあるく、きれいに光っていました。今夜が満月みたいですが、その前後のほうが丸く感じますね。梅に桃に桜と。これから楽しみな季節になります。

**小高俊明さん**・・ようやく暖かくなってきました。来週からマスクの着用についても自己判断とのこと、自分ははずせるだろうか・・。日野税務署吉田様・三池様本日はどうぞよろしくお願いいたします。楽しみにしております。

**荒川大輔さん**・・吉田様・三池様卓話よろしくお願いいたします。

**河野和正さん**・・本日は久しぶりの高幡例会場での例会で、みなさま元気で何よりです。本日の卓話吉田様・三池様よろしくお願い致します。

事務局:東京都日野市神明4-22-13スペースブロンコ1F 〒191-0016 TEL 042-583-6434 FAX 042-583-6435 例会場:高幡不動尊客殿会 長:守重 昌之 幹 事:仙波 秀夫 副会長:結城 祐純 クラブ広報委員会委員長:藤野 益夫